

監査公表第 8 号

監査結果に基づく措置について

令和 4 年 3 月 23 日付監査報告第 17 号の監査結果報告に基づき、大牟田市企業管理者から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その結果を公表します。

令和 4 年 9 月 27 日

大牟田市監査委員	中	原	修	作
同	平	山	伸	二

大企一総 5 5 8 号
令和 4 年 9 月 2 2 日

大牟田市監査委員 中原 修作 殿
同 平山 伸二 殿

大牟田市企業管理者 井田 啓之

定期監査の結果に基づく措置について

令和 4 年 3 月 2 3 日付、監査報告第 1 7 号で報告がありました個別指摘事項について、次のとおり措置しましたので報告します。

【個別指摘事項】

水道事業会計及び公共下水道事業会計

企業局事務決裁規程で局長決裁と規定されている決裁事項について、局長代理が代決している事例が見受けられた。

同規程第 9 条には、局長が不在のときは調整監が代決するという規定があるが、これは局長が出張又は病欠などのため一時的に不在の場合に調整監が代わって決裁できることを規定したものであり、当初から局長が置かれていない場合を想定したものではない。また、代決することができるのは調整監であり、局長代理ではない。

現行の企業局事務決裁規程に沿った決裁が行われていない。

企業局事務決裁規程について、現行に即した規定となるよう早急に改正を行われない。

また、企業局事務分掌規程第 4 条では、「局に局長及び調整監を置く」と規定されているが、局長及び調整監は置かれておらず、局長代理を置く規定もない。さらに、同規程第 2 条及び第 3 条に規定されている組織及び事務分掌についても、現在の組織機構に即した規定となっていない。

企業局事務分掌規程について、現在の組織機構に即した規定となるよう早急に改正を行われない。

なお、局長については、この 3 年間置かれておらず、調整監及び局長代理がその職務を代理する状態が続いているが、企業局事務分掌規程第 5 条に規定されているとおり、局長は企業管理者を補佐し、企業局内の事務を総括する職務を担うものであるため、代理状態が続くことは企業局の組織運営上好ましくない。役職として局長を置くことが望ましいと考える。

公共下水道事業会計

1 委託料

企業局契約事務規程では、契約に関する事務については、大牟田市契約規則の例によるとなっているが、予定価格 30 万円以上の契約で発注何がなかったり、検査確認書が作成されていない事例が見受けられた。

契約に関する事務について、企業局契約事務規程に沿った適正な事務処理に努められたい。

2 賃借料

公用車リース契約の賃貸借期間が 4 月 1 日から 5 月 1 7 日までとなっているが、5 月分が支払われていない事例が見受けられた。

これは、平成 1 6 年 5 月 1 8 日から 5 年間の長期継続契約を締結しており、当該契約終了後の平成 2 1 年度からは、再リース契約を① 4 月 1 日～5 月 1 7 日と② 5 月 1 8 日～3 月 3 1 日に分けて締結し、5 月分は②の再リース契約で支払われていたが、令和 3 年度は①の再リース契約しか締結しなかったため、4 月分のみの支払いとなっていたものである。

賃借料は、契約書に基づき適切に支払いを行うとともに、年度毎の契約期間にする等、適正な契約締結に努められたい。

【措置の状況】

水道事業会計及び公共下水道事業会計

企業局事務決裁規程及び企業局事務分掌規程について、現在の組織機構等に即した規定に改正を行いました。

なお、改正後の企業局事務分掌規程第 5 条第 1 項において、「局長又は局長代理は、管理者を補佐し、局内の事務を総括する。」と規定しており、局長を配置しない場合においても、局長代理が局長と同じ職務を担うため、企業局の組織運営上の懸念も払拭しています。

公共下水道事業会計

1 委託料

予定価格 30 万円以上の契約に関して、発注何や検査確認書の漏れが生じないよう、各職員に対して事務フローの周知を行うとともに、支払処理の時点における確認を徹底します。

今後におきましては、企業局契約事務規程に沿った適正な事務処理に努めてまいります。

2 賃借料

当該公用車のリース契約につきましては、再リース契約であります。当初の長期継続契約時において、契約期間が平成16年5月18日から平成21年5月17日までの5年間に対して、賃借料の支払月を平成16年5月から平成21年4月までとしていました。

この契約における平成16年5月分の賃借料は、日割計算により算出した額ではなく、5月18日から翌6月17日までの1月分として、満額の1月分を支払っていました。

そのため、契約最終月は、平成21年5月であるにもかかわらず、最終支払は、平成21年4月18日から翌5月17日までの賃借料分を平成21年4月分として支払いを行っています。

その後の再リース契約時においても、支払いについて同様の考え方を継続したことから、令和3年度における①の再リース契約時においても、4月分は、4月18日から5月17日までの賃借料として支払っておりますが、再リース契約の月単位でみると、ご指摘のように5月分の支払いがなされていないように見受けられる状況となっています。

今後におきましては、賃貸借期間の始期や終期が月途中の日となる場合については、始期又は終期の賃借料の金額は、日割計算により算出した金額により契約書を締結するようにし、契約書に基づき適切に支払いを行うとともに、年度毎の契約期間にするなど、適正な契約締結に努めてまいります。